単　位　事　務　名
扶　養　手　当

根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県職員扶養手当支給規則 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程（昭和 26 年訓令甲第 10 号） 給与条例の運用方針について（通知）（昭和 58 年 11 月 21 日人第 280 号） 扶養親族の認定について（通知）（昭和 48 年 12 月 3 日鹿教管第 575 号） 諸手当質疑応答集第１１次全訂版　給与制度研究会　編（学陽書房）

項　目	処　理　方　法
扶養手当の趣旨	「扶養手当は，扶養親族のある職員（注１）に対して支給される手当である。（条例第９条第１項）」
支給要件及び扶養親族の範囲	「扶養親族（注３）とは，次に掲げる者で，他に生計の途がなく主としてその職員の扶養（注２）を受けている者をいう。（条例第９条第２項）」 １　配偶者（内縁関係を含む。） ２　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子 ３　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫 ４　６０歳以上の父母及び祖父母 ５　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹 ６　心身に著しい障害がある者（終身労務に服することができない程度の者に限る。） ただし，次の者は扶養親族とすることはできない。 【鹿児島県職員扶養手当支給規則（以下，扶養手当に係る部分において「規則」という。），第３条第３項第１号，第２号】 ⑴　職員の配偶者，兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 ⑵　年額１，３００，０００円以上（注４，５）の恒常的な所得があると見込まれる者 ※（注１） 再任用職員（フルタイム勤務）には，支給されない。 ※（注２） 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には，職員が主たる扶養者である場合に限り，その者を職員の扶養親族として認定することができる。 なお，夫婦が共同して子を扶養している場合（夫婦とも県職員の場合を除く。）における子の扶養認定については，届出者たる職員が次の二つの要件を満たすときには，主たる扶養者として認定することができる。 ①　職員の所得が配偶者と同程度以上（配偶者の所得の９割以上）であること。

項　目	処　理　方　法
	②　配偶者が当該扶養認定に係る子について，扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないこと。 この場合，配偶者が子を扶養していないことの証明は，職員の性別に関わりなく原則として次の資料で行うこと。 (a)　配偶者の所得証明 (b)　配偶者が扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないことの証明 ※（注３）　扶養親族の範囲（○は可，×は不可） ※心身に著しい障害がある者については、【扶養手当に係る質疑応答編】参照 a　一般関係 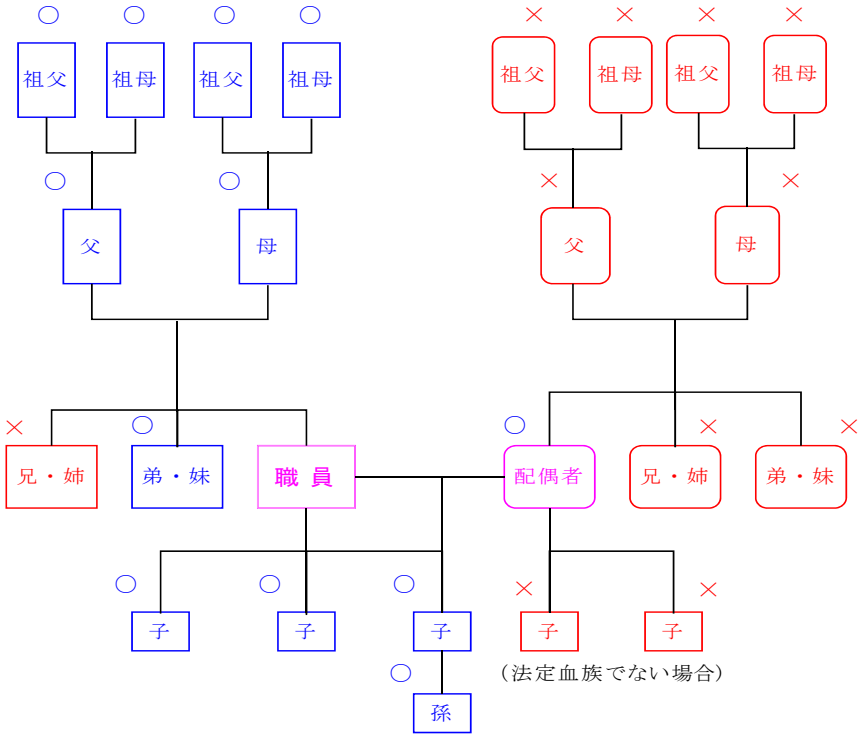 b　養親子関係（養子縁組をしている場合） 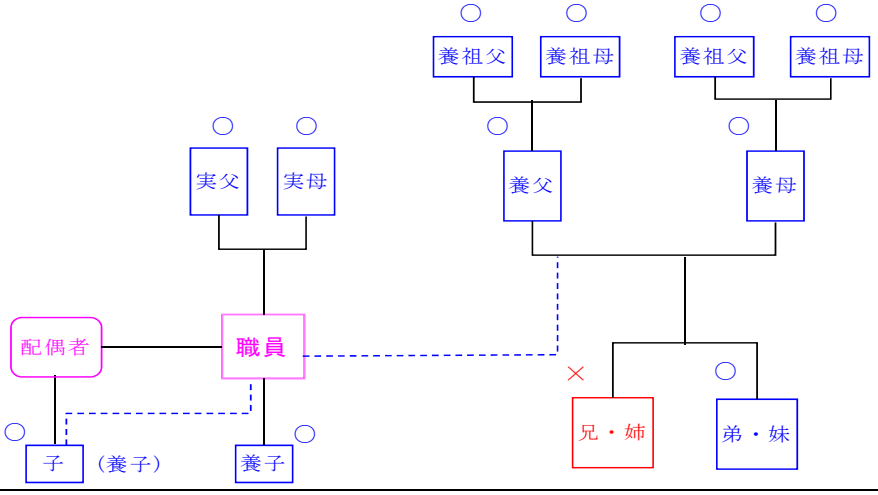

項　目	処　理　方　法

c　義（継）父母関係

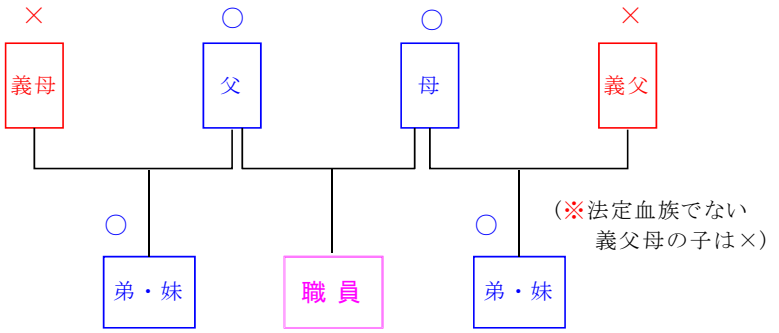

※（注４）

「年額１，３００，０００円以上の恒常的な所得」の「年額」とは，必ずしも暦年による年額をいうのではなく，下記例のとおり将来にわたって１年間という意味である。又「恒常的な所得」とは，給与所得，事業所得，不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい，退職所得，一時所得等一時的な収入による所得は含まない。

なお，所得の金額の算定は，所得税法上の所得金額の計算に関係なく，扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によること。

ただし，事業所得，不動産所得等で，当該所得を得るために人件費，修理費，管理費等の経費の支出を要するものについては，社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によることとなる。

［例］

※（注５）

給与所得など月単位の所得（通勤手当等各種手当も含む。）がある者については，将来にわたって恒常的に定まった収入があると見込まれるときは，月単位の所得が１３０万円の１２分の１以上あるかどうかによる。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>支　　給　　額</td><td>扶養手当の支給月額
(1)　扶養親族たる配偶者（条例第９条第２項１号）…… 6,500 円
(2)　扶養親族たる子（条例第９条第２項２号）…… 10,000 円
(3)　父母等（条例第９条第２項３～６号）　…… 6,500 円
(4)　特定期間の子(16 歳の年度初めから 22 歳の年度末まで)…… 5,000 円加算

<table>
<tr><th colspan="2">年度
扶養親族</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>平成 30 年度以降</th></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者</td><td>13,000</td><td>10,000</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">子</td><td>6,500</td><td>8,000</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">父母等</td><td>6,500</td><td>6,500</td><td>6,500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員に配偶者がない場合の扶養親族１人目</td><td>子</td><td rowspan="2">11,000</td><td>10,000</td><td rowspan="2">上欄に掲げる，子又は父母等の額</td></tr>
<tr><td>父母等</td><td>9,000</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>届　　出　　義　　務</td><td>１　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合（行政職 9 級職員等に扶養親族たる配偶者，父母たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）においては，その職員は直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

(1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者（注６）がある場合
(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者（注７）がある場合
（扶養親族たる子又は条例 9 条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が，22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
※（注６）
①　父母及び祖父母の場合は，満 60 歳の誕生日が年齢についての要件を備えた日となる。
②　共働きの妻が退職した場合は，退職した日の翌日（退職の日の給与が支給されないときは退職の日）がその要件を備えた日となる。
※（注７）
子，孫及び弟妹の場合は，満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日が要件を欠いた日となる。この場合は職員からの届出の必要はないが，所属長は支給額の改定を行うこと。

２　扶養親族の届出は，次の各号に定める届出書により行わなければならない。
(1)　新たに扶養手当の支給を受けようとする場合
扶養親族等届出書（第１号様式）
(2)　すでに扶養手当の支給を受けていた職員に前１に該当する事実が生じた場合
扶養親族異動届出書（第２号様式）</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
認　　定	1　認定は，支給規則第２条各号に規定する届出書の認定欄を用いて行う。 2　次の認定しようとするときは，あらかじめ教育事務所長と協議する。（注８） ⑴　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫及び弟妹の認定 ⑵　心身に著しい障害がある者の認定 ⑶　夫婦が共同で扶養している者を夫婦で分けて認定」 年　月　日 ○○教育事務所長 殿 ○○○学校長　職印 扶養手当に係る扶養親族の認定について（協議） このことについて，下記職員から別紙写しのとおり扶養親族○○届出書の提出がありましたので，協議します。 記 1　届出職員 （職・氏名） 2　扶養親族 （続柄・氏名） ※（注８）協議を行う場合の留意点 ア　学校では，届出書等に受付印を押印しておく。 イ　届出書や添付書類等は写しを添えて送付する。
職権による認定取消	年齢満了による消滅の場合は，認定権者の職権により処理する。

項　目	処　理　方　法
支　給　方　法	1　支給手続 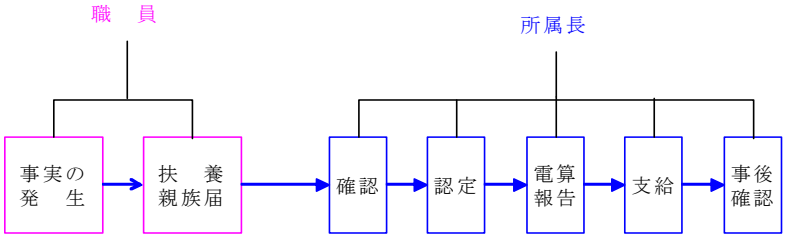 ※（注９）（規則第９条） 現に扶養手当の支給を受けている職員が扶養手当の支給を受ける要件を備えているかどうか（扶養親族の年間所得が 1,300,000 円未満であるかどうかなど），又，扶養手当の支給額が正しいかどうかを必要であると認められるときは随時確認すること。 なお，１８歳年度末に到達した子，孫及び弟妹については就職等により扶養親族でなくなる場合があるので，１８歳年度末以降の各年度始めには職員に注意を喚起すること。
支給の始期，終期及び支給額の改定	1　支給の始期，終期及び支給額の改定 ⑴　支給の始期（条例第１０条第２項） ア　扶養親族のある者が採用された場合又は職員に扶養親族が生じた場合は，採用された日又は扶養親族が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 イ　上記アの場合で届出がそれぞれの日から２０日（注１０）を経過した後になされたときは，届出を受理した日（注１１）の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 ⑵　支給の終期（条例第１０条第２項） 職員が退職，死亡した場合又はすべての扶養親族がその要件を欠いた場合には，その日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給できる。 ⑶　支給額の改定（条例第１０条第３項） 扶養親族のある職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は，次のとおり支給額を改定する。 ア　増額の場合 a　届出が事実の生じた日から２０日以内になされた場合 その月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 b　届出が事実の生じた日から２０日を経過した後になされた場合 届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。

項　　目	処　　理　　方　　法
	イ　減額の場合 届出を受理した日に関係なく，事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 ※(注１０) 届出２０日の計算はその事実が生じた日の翌日（その事実が午前０時に生じたときはその日）から起算する。 ２０日目が県の休日（土曜日，日曜日，祝日法による休日又は年始年末の休日）に当たるときは，その翌日まで延長できる。(鹿児島県の休日を定める条例第2条) ※(注１１) 「届出を受理した日」とは，所属長が届出を受け付けた日をいう。 ただし，職員が遠隔地等にあって，届出書類の送達に日時を要する場合には，職員が，届出書類を実際に発送した日をもって「届出を受理した日」として取り扱うことができる。(給与条例の運用方針（通知）第１０条関係第2項) ［例］ （1）要件を具備した日から２０日経過後の届出の場合 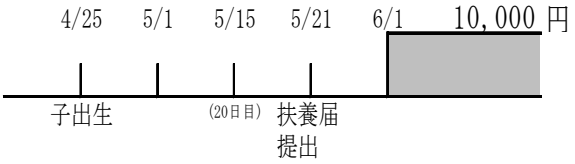 20日経過後の届出のため，６月からの支給となる。 （２０日目が日曜日等の場合） 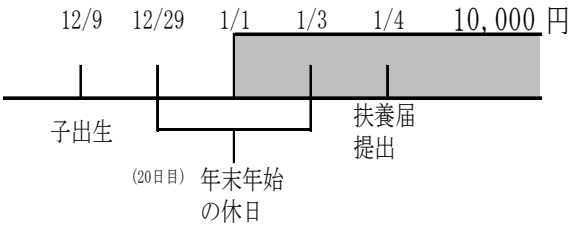 20日目が年末年始の休日に当たるので１月４日の届出は20日以内のものとされ，１月からの支給となる。

項　目	処　理　方　法
異動職員にかかる事務処理	1　転出の場合は扶養親族等届出書（決裁文書を含む認定簿冊一式）を転出先の所属長に送付する。 　この場合，扶養親族等届出書については写しを保管しておく。 2　転入の場合は県費負担教職員（教育庁職員を含む）以外の公務員（県職員，県内市町村立全日制高等学校職員，他の都道府県の県費負担教職員及び国家公務員等をいう）から引き続き採用された職員については，前任命権者の認定台帳の写（旧所属長において原本との照合証明を付したもの）を添付し，配偶者に係る分については，異動発令年月日現在の職業に関する申立書を添付させ，収入があると判断される場合は所得額証明書等により確認のうえ慎重に認定すること。 　また，２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子，孫，弟妹のうち，アルバイト等による所得がある者についても，勤務先の給与支払額証明書等により収入を確認の上，認定すること。 3　前記２に該当する職員の「配偶者及び２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子・孫・弟妹」以外の者に係る認定については，台帳の写（旧所属長において原本との照合証明を付したもの）のほか，最新の次の書類を添付させ確認のうえ，慎重に認定すること。 ⑴　所得額証明書 ⑵　恩給等の受給の有無に関する証明書等 ア　恩給，年金（共済年金，厚生年金，国民年金，その他の年金及び各種の扶助料等）（以下「恩給等」という。）を受給している場合は，その証書又は額の改定通知書等の写（所属長の原本との照合証明を付すること）及びそれ以外の恩給等に類するものは受給していない旨の申立書（扶養者及び被扶養者の連名によるもの） イ　恩給等を受給していない場合は，扶養者及び被扶養者の連名による申立書
届出に関する証明資料	扶養親族等届出書及びその他の扶養親族に係る届出書には原則として別表の証明資料を添付するものとする。 なお，証明資料はそれぞれの扶養親族を認定する際，最低限必要な資料のため，完備されていない場合は受理できない。
電算報告	1　報告書の「扶養手当」の欄を修正するときは，該当の桁だけ修正するのでなく，異動のない他のすべての桁も従前の数を記入する。 2　「１人目」，「２人目まで」，「３人目以降」の欄は，認定の順番に記入する。 3　「加算対象となる子」はその数を記入する。 4　手当が支給されなくなる場合，報告書の「扶養手当」の欄のすべてのカラム（46～57）に０を入れる。

項　目	処　理　方　法
そ　の　他	1　扶養手当は，給料の支給方法に準じて支給するので，次の項目に該当することになった場合又はこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は，日割計算を行うこと。（条例第２０条，規則第１０条） ⑴　休職 ⑵　停職 ⑶　専従許可 ⑷　育児休業承認

〔退職した場合の支給額〕

(1)　休職中の退職

扶養手当6,500円の職員（休職給80/100）が月の中途で退職した場合

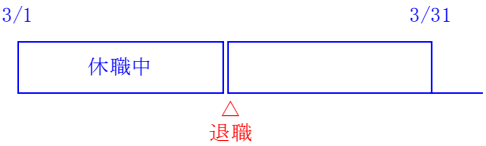

支給額　　６，５００×８０/１００＝５，２００円

(2)　復帰後に退職

扶養手当6,500円の職員（休職給80/100）が月の中途で復帰後退職した場合

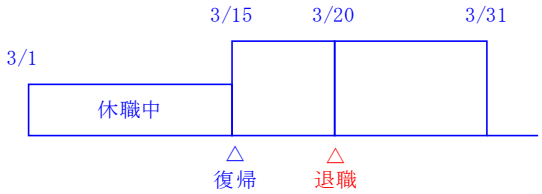

支給額　　５，９３４円

① 休職期間中　６，５００円×　$\frac{８０}{１００}$ ×$\frac{（１４－４）}{（３１－８）}$ ＝２，２６０．86円

② 復帰以後　６，５００円×　$\frac{（１７－４）}{（３１－８）}$ ＝３，６７３．91円

２，２６０.86 ＋ ３，６７３．91 ＝ ５，９３４．77(※) → ５，９３４円

(※)　円未満に端数を生じる場合は，合計後の端数を切り捨てること。

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

別表　扶養親族認定のための証明資料

職員の扶養親族の認定申請に当たっては，次表のとおり証明資料を添付する必要がある。
なお，次表の証明資料はそれぞれの扶養親族を認定する際，最低限必要な資料であるため，完備されていない場合は受理できない。(通知通達 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程)

※　次表に定めるものの外，認定権者が扶養親族認定上必要と認められる場合は，個々の実情に応じて適当な証明資料を求めることもできる。

区分	扶養親族	証明資料		
		身分関係	所得関係	その他
新たに扶養親族としての要件を具備した者（増額）	配偶者	戸籍抄本・婚姻届受理証明書・媒酌人の証明書（結婚年月日明記のこと）のうちの１通	市町村民税課税の基礎となった総所得額証明（以下「所得証明」という。）及び申立書（被扶養者）※（注４）	退職証明（今まで県職員以外であった者で，そこを退職することにより扶養親族としての要件を具備することになった場合のみ）
	子	戸籍抄本又は出生届受理証明書	15 歳以上の場合は在学証明又は所得証明	配偶者が扶養親族として認定されていないときは，配偶者が当該子を扶養していないことの証明（扶養手当相当の給与を受給していないことの証明 及び 配偶者の所得証明）
	孫	戸籍謄本（血族関係を明示し得るもの）	上に同じ	１　父母が扶養していないことの証明 ２　住民票謄本 ３　申立書※（注５）
	父母	戸籍謄本（除籍事項の省略したものでないこと） ※　扶養者，他の扶養義務者との関係が判るもの	１　所得証明及び申立書（被扶養者）※（注４） ２　恩給，年金，扶助料等受給有無証明	１　他の扶養義務者が扶養していないことの証明※（注６） ２　扶養義務者全員の扶養順位協議決定書（被扶養者ごと） ３　住民票謄本 ４　申立書（職員及び被扶養者ごと）※（注５）
	祖父母	孫に同じ	上に同じ	上に同じ
	弟妹	父母に同じ	子に同じ	上に同じ
	心身に著しい障害がある者	戸籍謄本	父母に同じ	１　心身に著しい障害があることについての診断書（症状について具体的かつ詳細に記載するとともに，その者が終身労務に服することができないかどうかを明らかにしたもの） ２　他の扶養義務者が扶養していないことの証明※(注６) ３　申立書

※　従来の無職証明は，申立書に変更されているので注意すること。

区分	扶養親族	証明資料		
		身分関係	所得関係	その他
要件を欠いた者〈減額〉	死亡した者	戸籍抄本又は死亡診断書		
	所得が生じた者		就職証明（就職年月日及び収入月額明記のもの）又は所得証明	
	22歳に達する日以後の最初の4月1日を迎えた者	必要なし		
	その他	要件を欠くに至った理由を具体的に証するもの		

（注）
1　添付する証明書は，原則として官公署の発行するものとすること。
2　身分関係及び所得関係に添付する証明書は，扶養親族に係るものであること。
3　別居の場合は，特に送金を証する書類を添付すること。
（毎月の銀行振込書・現金書留等の写し，送金を受ける者の申立書等）
4　届出の時点において，所得がない場合は無収入である旨の申立書を，所得がある場合は，年間所得が１３０万円未満であるかどうかを判断できる程度にその実態を記入した申立書及びその旨を具体的に証する書類を提出すること。
5　申立書には，扶養するに至った経緯，扶養を必要とする理由，他の扶養義務者との関係（他の扶養義務者が扶養できない理由），具体的な扶養実態，資産の活用状況等を詳しく記入すること。
6　「他の扶養義務者が扶養していないことの証明」については，他の扶養義務者の勤務先において扶養手当相当の手当が支給されていないことの証明，他の扶養義務者による援助の状況が確認できる書類を添付すること。
援助額等を証する書類がない場合には，申立書の中に，他の扶養義務者による援助の状況等について具体的に記入すること。

別記
第１号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例１）
婚姻により配偶者（配偶者は無職）を扶養する場合

扶　養　親　族　等　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者										
北薩小学校長　殿	所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7	
	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎						指宿㊞

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
指宿　花子	妻	S○．○．○	○		0（無職）	H○．○．○			○/○ 北薩小	県事協
	事務職員が記入									

配偶者 ☑ 有 ☐ 無　　その事実の生じた年月日　平成○○ 年 ○ 月 ○ 日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成○○年○月1日から		年 月 日から		年 月 日から		年 月 日から		年 月 日から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	配偶者	1	6,500								
	配偶者以外の認定扶養親族										
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	6,500								

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。

２　続柄欄には，職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は，その旨を併せて）記入する。

３　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

【証明資料】
１．戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
２．配偶者の所得証明
３．配偶者の申立書及び給与支払見込証明書

別記
第１号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例２）
婚姻により配偶者（配偶者パート収入あり）を扶養する場合

扶　養　親　族　等　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者		所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿 ㊞

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○○ 年　○ 月　○ 日　　（証明書　○　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
指宿　花子	妻	S○．○．○	○		603,000（パート）	H○．○．○			○/○ 北薩小	
										県事協

事務職員が記入

配偶者　☑ 有　□ 無　　その事実の生じた年月日　平成 ○○ 年　○ 月　○ 日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成 ○○ 年 ○ 月 1 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額
	配偶者	1	6,500								
	配偶者以外の認定扶養親族										
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	6,500								

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。

２　続柄欄には，職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は，その旨を併せて）記入する。

３　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

【証明資料】
１．戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
２．配偶者の所得証明
３．配偶者の申立書及び給与支払見込証明書

別記
第１号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例３）
配偶者の退職により配偶者を扶養認定する場合

扶　養　親　族　等　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者		所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿 ㊞

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
指宿　花子	妻	S○．○．○	○		0（無職）	H○．○．○			○/○ 北薩小	
										県事協

事務職員が記入

配偶者 ☑ 有 ☐ 無　　その事実の生じた年月日　平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成 ○○ 年 ○ 月 1 日から		年 月 日から		年 月 日から		年 月 日から		年 月 日から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	配偶者	1	6,500								
	配偶者以外の認定扶養親族										
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	6,500								

【証明資料】
1．戸籍抄本又は婚姻届受理証明書又は媒酌人の証明書（結婚年月日明記）
2．配偶者の所得証明
3．配偶者の申立書
4．退職証明（退職年月日を確認できるもの）
　※　今まで県職員以外であった者で，そこを退職することにより扶養親族としての要件を具備することになった場合のみ（但し，配偶者が県職員であった場合でも「退職辞令の写し」が必要な場合もある）
5．雇用保険等の受給の有無に関する証明書
　※　受給する場合・・・雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険受給が終了した証明書
　※　受給しない場合・・受給しない旨の配偶者の申立書

第２号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例４）
出生により子を扶養する（配偶者が扶養親族に認定されている）場合

扶　養　親　族　異　動　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者		所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿㊞

扶養親族に異動があったので，鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	異動年月日	異動の理由	※特定期間	※認定
指宿　一郎	長男	H○．○．○	○		0（無職）	H○．○．○	出生による	H○．4．1～H○．3．31	○/○ 北薩小 ㊞県事協

事務職員が記入

※扶養手当額異動記入欄		配偶者		配偶者以外の認定扶養親族		認定扶養親族のうち特定期間にある子		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 から	1	6,500	1	10,000			2	16,500

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。
２　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
３　異動年月日欄には，扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
４　異動の理由欄には，扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば，婚姻，離婚，出生，死亡，６０歳以上等）をそれぞれ記入すること。

【証明資料】
1．　戸籍抄本又は出生届受理証明書

第２号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例５）
出生により第２子を扶養する（配偶者が扶養親族として認定されている）場合

扶　養　親　族　異　動　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者	所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長　殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿㊞

扶養親族に異動があったので，鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

生年月日欄と同じ

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	異動年月日	異動の理由	※特定期間	※認定
指宿　二郎	次男	H○.○.○	○		0（無職）	H○.○.○	出生による	H○.4.1～H○.3.31	○/○ 北薩小 県事協

事務職員が記入

※扶養手当額異動記入欄		配偶者		配偶者以外の認定扶養親族		認定扶養親族のうち特定期間にある子		計	
		人員	金　額	人員	金　額	人員	金　額	人員	金　額
	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日から	1	6,500	2	20,000			3	26,500

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。
２　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
３　異動年月日欄には，扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
４　異動の理由欄には，扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば，婚姻，離婚，出生，死亡，６０歳以上等）をそれぞれ記入すること。

備考　この届出書は，認定後は扶養親族等届出書に添付して保存すること。

【証明資料】
1. 戸籍抄本又は出生届受理証明書

別記
第１号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例６）
出生により第１子を扶養する（配偶者が扶養親族として認定されていない）場合

扶　養　親　族　等　届　出　書

北　薩　小
〇〇. 〇〇. 〇〇
受　付

任命権者	所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長　殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿 ㊞

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日　　（証明書 〇 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
指宿　一郎	長男	H〇. 〇. 〇	〇		0（無職）	H〇. 〇. 〇		H〇. 4. 1 ～H〇. 3. 31	〇/〇	北薩小
										県事協

事務職員が記入

配偶者 ☑ 有 ☐ 無　　その事実の生じた年月日　平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成 〇〇 年 〇 月 1 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額	年 月 日から 人員	金額
	配偶者										
	配偶者以外の認定扶養親族	1	10,000								
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	10,000								

注　1　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。

2　続柄欄には，職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は，その旨を併せて）記入する。

3　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

【証明資料】
1. 戸籍抄本又は出生届受理証明書
2. 配偶者が当該子を扶養していないことの証明
（扶養手当相当の給与を受給していないことの証明 及び 配偶者の所得証明）

第２号様式（第２条関係）

※　朱書きは届出者が記入します。

（記入例７）
育児休業中の配偶者（休業手当金の受給期間終了）を認定する場合

扶　養　親　族　異　動　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者	所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長　殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿㊞

扶養親族に異動があったので，鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	異動年月日	異動の理由	※特定期間	※認定
指宿　花子	妻	S○．○．○	○		385,000（公務員）	H○．○．○	育児休業中で休業手当金の受給期間が終了したため		○/○ 北薩小 県事協

事務職員が記入

※扶養手当額異動記入欄		配偶者		配偶者以外の認定扶養親族		認定扶養親族のうち特定期間にある子		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 から	1	6,500	1	10,000			2	16,500

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。
２　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
３　異動年月日欄には，扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。

【証明資料】
１．辞令の写し（要原本証明）
２．配偶者の所得証明
３．育児休業中の職員の給与支払見込証明書
４．戸籍抄本

第２号様式（第２条関係）

（記入例８）
認定されていた配偶者を就職による所得超過のため取り消す場

※　朱書きは届出者が記入します。

養　親　族　異　動　届　出　書

北　薩　小
○○．○○．○○
受　付

任命権者	所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長　殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎				指宿 ㊞	

扶養親族に異動があったので，鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日　　（証明書 ○ 通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	異動年月日	異動の理由	※特定期間	※認定
指宿　花子	妻	S○．○．○	○		1，800，000（会社員）	H○．○．○	就職		○/○ 北薩小

取り消しの場合は朱書

事務職員が記入

県事協

※扶養手当額異動記入欄	配偶者		配偶者以外の認定扶養親族		認定扶養親族のうち特定期間にある子		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日 から			1	10，000			1	10，000

注　１　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。
２　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
３　異動年月日欄には，扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。
４　異動の理由欄には，扶養手当の支給を受ける事実の生じた理由又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった理由（例えば，婚姻，離婚，出生，死亡，６０歳以上等）をそれぞれ記入すること。

【証明資料】
１．就職証明（就職年月日及び収入月額明記のもの）又は所得証明

別記
第１号様式（第２条関係）

扶養親族異動届出書（第２号様式）提出による異動認定後の第１号様式の記入の仕方

養　親　族　等　届　出　書

北　薩　小
〇〇．〇．〇〇
受　付

任命権者		所　属	北薩小学校	職員番号	2	3	4	5	6	7
北薩小学校長	殿	職　名	教諭	氏　名	指宿　太郎					指宿 印

鹿児島県職員の給与に関する条例第１０条第１項の規定により，次のとおり届け出ます。

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日　　（証明書　4　通添付）

取り消しの場合は朱線で削除

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居	別居	年収額（職業）	※扶養事実の生じた日	※扶養事実の消滅した日	※特定期間	備考	※認定
~~指宿　花子~~	~~妻~~	~~〇〇．〇．〇~~	~~〇~~		0（無職）	~~H〇．〇．〇~~			〇/〇 北薩小	印
指宿　一郎	**子**	**〇.〇.〇**	**〇**		**0（無職）**	H〇．〇．〇		H〇.4.1～H〇.3.31	〇/〇 △△小	県事協
指宿　二郎	*子*	*〇.〇.〇*	*〇*		*0（無職）*	H〇．〇．〇		H〇.4.1～H〇.3.31	〇/〇 △△小	県事協

事務職員が記入

それぞれ，第2号様式から認定欄に転記

配偶者 ☑ 有 ☐ 無　　その事実の生じた年月日　平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

※扶養手当額異動記入欄	扶養親族	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から		平成 〇〇 年 〇 月 〇 日から	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	配偶者	1	6,500	1	6,500	*1*	*6,500*	〇	〇〇〇		
	配偶者以外の認定扶養親族			1	10,000	*2*	*20,000*	〇	〇〇〇	2	20,000
	認定扶養親族のうち特定期間にある子										
	計	1	6,500	2	16,500	*3*	*26,500*	〇	〇〇〇	2	20,000

条例改正

条例改正は「条例改正」と表記し朱書きする。

注　1　この届出書は，※欄を除く各欄について記載し，所属長に提出すること。

2　続柄欄には，職員との続柄を（心身に著しい障害がある者として届け出る場合は，その旨を併せて）記入する。

3　年収額欄には，給与所得，事業所得，不動産所得等恒常的な所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。

備考　鹿児島県職員扶養手当支給規則第３条第１項の認定があったときは，認定印を押して扶養手当額異動記入欄に整理し，その後の異動については，扶養親族異動届出書又は配偶者のない職員となったこと又は配偶者を有するに至ったことに関する届出書により，この届出書を整理するものとする。

1　所得のある配偶者（妻）が育児休業に入ったために一時的に所得が減額した場合に配偶者（妻）の所属する所属長の証明で給与（見込み）証明書を作成する場合

育児休業中の職員の給与支払い予定額

職名	教諭	氏名	○○　○○○	所属	鹿児島市立北薩小学校	職員番号	123456
育児休業期間	平成29年10月12日～平成30年8月15日			給与見込期間	平成29年10月12日～平成30年10月11日		
最終昇給発令年月日	平成29年1月1日　教（三）　２－０３２　234,900　(9,396)円			出産年月日	平成29年8月16日		

給与予定額表

年月 / 給与額	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
給料											122,556	234,900	91,917	449,373	
給料の調整額											↑⑫		↑⑮		
教職調整額											4,902	9,396	3,676	17,974	
初任給調整手当											↑⑬		↑⑯		
扶養手当															
通勤手当											13,700	13,700	5,360	32,760	←㉑
特地勤務手当													↑⑳		
期末手当			268,725	←⑱										268,725	
勤勉手当			134,240	←⑲										134,240	
住居手当															
児童（特例）手当															←㉒
超勤手当											↓⑭		↓⑰		
教員特別手当	↓①	↓②	↓③	↓④	↓⑤	↓⑥	↓⑦	↓⑧	↓⑨	↓⑩	1,565	3,000	1,173	5,738	
育児休業手当金	110,866	174,218	166,299	182,137	158,380	174,218	136,164	135,930	124,110	130,020	65,010	←⑪		1,557,352	
合計	110,866	174,218	569,264	182,137	158,380	174,218	136,164	135,930	124,110	130,020	207,733	260,996	102,126	2,466,162	
備考															

振り込まれる月ではなく，実際に育児休業をする月に記入する。

260,000÷22日＝11,818.1818円→11,820円（標準報酬月額が第17級260,000円の場合）

11,820×0.67＝7,919.4円→7,919円

11,820×0.5＝5,910.00円→5,910円

① 7,919×　14日＝　110,866
② 7,919×　22日＝　174,218
③ 7,919×　21日＝　166,299
④ 7,919×　23日＝　182,137
⑤ 7,919×　20日＝　158,380
⑥ 7,919×　22日＝　174,218
⑦ 7,919×　6日＝　47,514
　5,910×　15日＝　88,650
⑧ 5,910×　23日＝　135,930
⑨ 5,910×　21日＝　124,110
⑩ 5,910×　22日＝　130,020
⑪ 5,910×　11日　＝　65,010
⑫ 234,900×（16-4）/（31-8）＝122,556
⑬ 9,396×（16-4）/（31-8）＝4,902
⑭ 3,000×（16-4）/（31-8）＝1,565
⑮ 234,900×（11-2）/（31-8）＝91,917
⑯ 9,396×（11-2）/（31-8）＝3,676
⑰ 3,000×（11-2）/（31-8）＝1,173
⑱（234,900＋9,396）×1.375×80/100＝268,725
⑲（234,900＋9,396）×0.785×70/100＝134,240
⑳ 13,700×（11-2）/（31-8）＝5,360

給与予定額表の給与額には，その他支給が見込まれるものも記載すること。

給与支払予定額計算者　事務職員　県事協　桜子

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成○○年○○月○○日

鹿児島市立北薩小学校　校長　鹿児島　一郎

印（県事協）　職印

（注）㉑㉒
通勤手当定期代については，1か月分を算出後日割り計算。
児童手当についても，1か月分を算出後日割り計算するが，1年間の給与支払予定額なので12月分計上する。

（注）⑱・⑲の支給割合は，給与（見込み）証明書作成（平成28年9月）の時点での率で計算している。

育児休業中の職員の給与支払予定額記入の説明

1 育児休業手当金について

標準報酬日額　標準報酬月額÷22日……10円未満四捨五入
260,000÷22日＝11,820.1818円→11,820円
(標準報酬月額が第17級260,000円の場合)

給付日額　標準報酬日額×0.67(または0.50)……円未満切捨て
11,820×0.67＝7,919.4円→7,919円
11,820×0.5＝5,910.00円→5,910円

給付額　給付日額×休業日数(育児休業日数－勤務を要しない日“土・日”の日数)
7,919円×128日＝1,013,632円
5,910円×92日＝543,720円

「①について」……10月の休業日数(14日)
→ 育児休業日数(20日)－土・日の日数(6日)
∫　∫　∫
「⑦について」……4月の休業日数(21日)
育児休業を取得した期間が180日に達する日:平成30年4月9日
→ 育児休業日数(9日)－土・日の日数(3日)
→ 育児休業日数(21日)－土・日の日数(6日)
「⑪について」…… 8月の休業日数(11日)
→ 育児休業日数(15日)－土・日の日数(4日)

2 給与について

8月分給与支給額　8月16日～8月31日の日割計算

$$\text{給与月額} \times \frac{\text{勤務日(勤務期間の日数－週休日)}}{\text{当該月の現日数－週休日}}$$ ……円未満切り捨て

「⑫について」…… $234{,}900 \times \frac{16-4}{31-8} = 122{,}556.52$

教職調整額についても同じ

「⑬について」…… $9{,}396 \times \frac{16-4}{31-8} = 4{,}902.26$

教員特別手当についても同じ

「⑭について」…… $3{,}000 \times \frac{16-4}{31-8} = 1{,}565.217$

10月分給与支給額　10月1日～10月11日の日割計算

「⑮について」…… $234{,}900 \times \frac{11-2}{31-8} = 91{,}917.39$

教職調整額についても同じ

「⑯について」…… $9{,}396 \times \frac{11-2}{31-8} = 3{,}676.696$

教員特別手当についても同じ

「⑰について」…… $3{,}000 \times \frac{11-2}{31-8} = 1{,}173.91$

通勤手当についても同じ

「⑳について」…… $13{,}700 \times \frac{11-2}{31-8} = 5{,}360.8696$

※通勤手当については実際の支給額は13,700円ですが平成30年10月11日までの給与見込証明であるため日割り計算をします。

12月期末勤勉手当
期末手当　基準日以前6か月以内における育児休業期間の1/2を除算
育児休業期間　10月12日～12月1日(1か月20日)
除算期間　25日
勤務期間　5か月5日(支給割合80/100)

「⑱について」……(234,900＋9,396)×1.375×80/100＝268,725

勤勉手当　基準日以前6か月以内における育児休業期間を除算
育児休業期間　10月12日～12月1日(1か月20日)
除算期間　1か月20日
勤務期間　4か月10日(支給割合70/100)

「⑲について」……(234,900＋9,396)×0.785×70/100＝134,240

カレンダー　(　は週休日)

平成29年10月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成30年4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成30年8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平成30年10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2　所得のある配偶者（夫）が育児休業に入ったために一時的に所得が減額した場合に配偶者（夫）の所属する所属長の証明で給与（見込み）証明書を作成する場合

事例：父母がともに育児休業を取得する場合で，母が（H29. 10. 4）育児休業より復帰し，育児休業中の父を扶養に入れようとする場合の給与（見込み）証明書。

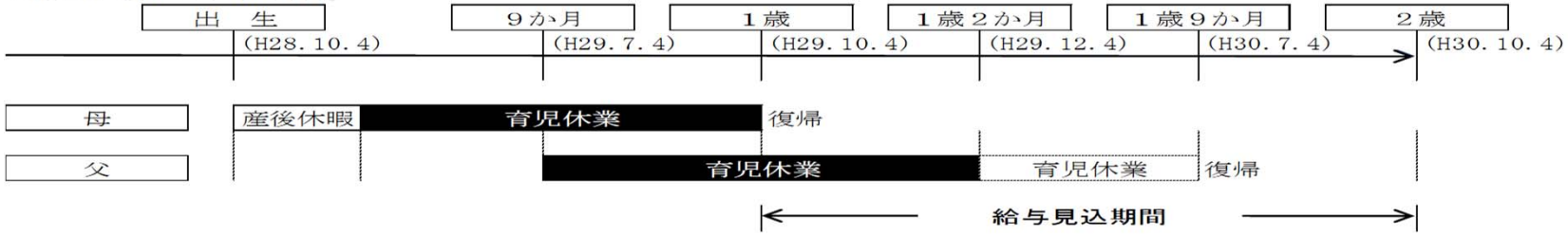

（注）　■　…育児休業手当金支給期間

育児休業中の職員の給与支払い予定額

職名	教諭	氏名	△△　△△△	所属	指宿市立南薩中学校	職員番号	234567
育児休業期間	平成29年7月4日～平成30年7月3日			給与見込期間	平成29年10月4日～平成30年10月3日		
最終昇給発令年月日	平成29年1月1日　教(三)　２－０３２　234,900　(9,396)円			出産年月日	平成28年10月4日		

給与予定額表	年月	平成29年			平成30年											
	給与額	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	備考
	給料										213,545	234,900	234,900	30,639	713,984	
	給料の調整額										↑⑥			↑⑨		
	教職調整額										8,541	9,396	9,396	1,225	28,558	
	初任給調整手当										↑⑦			↑⑩		
	扶養手当															
	通勤手当															
	特地勤務手当															
	期末手当			201,544	←④										201,544	
	勤勉手当			28,765	←⑤										28,765	
	児童(特例)手当															
	住居手当															
	超勤手当										↓⑧			↓⑪		
	教員特別手当	↓①	↓②	↓③							2,727	3,000	3,000	391	9,118	
	育児休業手当金	158,380	174,218	7,919	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	340,517	
	合計	158,380	174,218	238,228	0	0	0	0	0	0	224,813	247,296	247,296	32,255	1,322,486	
	備考															

※振り込まれる月ではなく，実際に育児休業をする月に記入する。

※育児休業の対象となる子について，その父母がともに育児休業を取得する場合，子が1歳2か月に達する日までの間，1年を超えない範囲で育児休業手当金が支給される。

260,000÷22日＝11,818.1818円→11,820円（標準報酬月額が第17級260,000円の場合）
11,820×0.67＝7,919.4円→7,919円

① 7,919×　20日　＝158,380
② 7,919×　22日　＝174,218
③ 7,919×　1日　＝　7,919
④ (234,900＋9,396)×1.375×60/100＝201,544
⑤ (234,900＋9,396)×0.785×15/100＝　28,765
⑥ 234,900×(28−8)／(31−9)＝213,545.45
⑦ 9,396×(28−8)／(31−9)　＝　8,541.81
⑧ 3,000×(28−8)／(31−9)　＝　2,727.27
⑨ 234,900×(3−0)／(31−8)　＝　30,639.13
⑩ 9,396×(3−0)／(31−8)　＝　1,225.56
⑪ 3,000×(3−0)／(31−8)　＝　391.80

給与支払予定額計算者　事務職員　県事協　桜男　印
上記のとおり相違ないことを証明する。
平成○○年○○月○○日
指宿市立南薩中学校　校長　日置　一郎　職印

給与予定額表の給与額には，その他支給が見込まれるものも記載すること。

育児休業中の職員の給与支払予定額記入の説明

1 育児休業手当金について

標準報酬日額　標準報酬月額÷22日……10円未満四捨五入
260,000÷22日＝11,820.1818円→11,820円
(標準報酬月額が第17級260,000円の場合)

給付日額　標準報酬日額×0.67……円未満切捨て
11,820×0.67＝7,919.4円→7,919円
※育児休業手当金が支給される期間が153日のため支給率は0.67のみ

給付額　給付日額×休業日数(育児休業日数－勤務を要しない日“土・日”の日数)
7,919円×44日＝348,436円
「①について」……10月の休業日数(20日)
→ 育児休業日数(28日)－土・日の日数(8日)
「②について」……11月の休業日数(22日)
→ 育児休業日数(30日)－土・日の日数(8日)
「③について」……12月の休業日数(1日)
→ 育児休業日数(3日)－土・日の日数(2日)

2 給与について

12月期末勤勉手当

期末手当　基準日以前6か月以内における育児休業期間の1/2を除算
育児休業期間　7月4日～12月1日(4か月28日)
除算期間　2か月14日
勤務期間　3か月16日(支給割合60/100)

「④について」……(234,900＋9,396)×1.375×60/100＝201,544

勤勉手当　基準日以前6か月以内における育児休業期間を除算
育児休業期間　7月4日～12月1日(4か月28日)
除算期間　4か月28日
勤務期間　1か月2日(支給割合15/100)

「⑤について」……(234,900＋9,396)×0.785×15/100＝28,765

7月分給与支給額　7月4日～7月31日の日割計算

$$\text{給与月額} \times \frac{\text{勤務日(勤務期間の日数－週休日)}}{\text{当該月の現日数－週休日}}$$ ……円未満切り捨て

「⑥について」……　$234{,}900 \times \frac{28-8}{31-9} = 213{,}545.45$

教職調整額についても同じ

「⑦について」……　$9{,}396 \times \frac{28-8}{31-9} = 8541.818$

教員特別手当についても同じ

「⑧について」……　$3{,}000 \times \frac{28-8}{31-9} = 2{,}727.27$

10月分給与支給額　10月1日～10月3日の日割計算

「⑨について」……　$234{,}900 \times \frac{3-0}{31-8} = 30{,}639.13$

教職調整額についても同じ

「⑩について」……　$9{,}396 \times \frac{3-0}{31-8} = 1{,}225.565$

教員特別手当についても同じ

「⑪について」……　$3{,}000 \times \frac{3-0}{31-8} = 391.30$

カレンダー　(　　は週休日)

平成29年10月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成29年12月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成30年7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平成30年10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

申立書の参考例

これは参考例であり内容については事例により異なる。よって全部が画一的にならないよう具体的に記載する必要がある。

申立書１　配偶者の退職による扶養認定の場合の例

無　職　無　収　入　申　立　書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市立北薩小学校
　校長　鹿児島　一郎　殿

申立人
　学 校 名　鹿児島市立北薩小学校
　職・氏名　教諭　指宿　太郎　　指宿 ㊞

私の妻　指宿　花子は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで△△会社□□□□
を退職し，現在は無職無収入であることを申し立てます。

また，今後，就職等をする場合には、速やかにお届けします。

申立書２　配偶者の退職による扶養認定の場合の例

失業手当・雇用保険等支給の有無に関する申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市立北薩小学校
　校長　鹿児島　一郎　殿

申立人
　学 校 名　鹿児島市立北薩小学校
　職・氏名　教諭　指宿　太郎　　指宿 ㊞

私の妻　指宿　花子は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで△△会社□□□□
を退職しましたが，これに伴う失業保険・雇用保険による給付などは現在受給していません。

なお，今後，就職や雇用保険の受給等をする場合には，速やかにお届けします。

扶養手当特定期間早見表

年度	満16歳到達者（年度初めから支給）				22歳満了者（年度末まで支給）			
30	H14.4.2	～	H15.4.1	生	H8.4.2	～	H9.4.1	生
31	H15.4.2	～	H16.4.1	生	H9.4.2	～	H10.4.1	生
32	H16.4.2	～	H17.4.1	生	H10.4.2	～	H11.4.1	生
33	H17.4.2	～	H18.4.1	生	H11.4.2	～	H12.4.1	生
34	H18.4.2	～	H19.4.1	生	H12.4.2	～	H13.4.1	生
35	H19.4.2	～	H20.4.1	生	H13.4.2	～	H14.4.1	生
36	H20.4.2	～	H21.4.1	生	H14.4.2	～	H15.4.1	生
37	H21.4.2	～	H22.4.1	生	H15.4.2	～	H16.4.1	生
38	H22.4.2	～	H23.4.1	生	H16.4.2	～	H17.4.1	生
39	H23.4.2	～	H24.4.1	生	H17.4.2	～	H18.4.1	生
40	H24.4.2	～	H25.4.1	生	H18.4.2	～	H19.4.1	生
41	H25.4.2	～	H26.4.1	生	H19.4.2	～	H20.4.1	生
42	H26.4.2	～	H27.4.1	生	H20.4.2	～	H21.4.1	生
43	H27.4.2	～	H28.4.1	生	H21.4.2	～	H22.4.1	生
44	H28.4.2	～	H29.4.1	生	H22.4.2	～	H23.4.1	生
45	H29.4.2	～	H30.4.1	生	H23.4.2	～	H24.4.1	生
46	H30.4.2	～	H31.4.1	生	H24.4.2	～	H25.4.1	生
47	H31.4.2	～	H32.4.1	生	H25.4.2	～	H26.4.1	生
48	H32.4.2	～	H33.4.1	生	H26.4.2	～	H27.4.1	生
49	H33.4.2	～	H34.4.1	生	H27.4.2	～	H28.4.1	生
50	H34.4.2	～	H35.4.1	生	H28.4.2	～	H29.4.1	生
51	H35.4.2	～	H36.4.1	生	H29.4.2	～	H30.4.1	生
52	H36.4.2	～	H37.4.1	生	H30.4.2	～	H31.4.1	生
53	H37.4.2	～	H38.4.1	生	H31.4.2	～	H32.4.1	生
54	H38.4.2	～	H39.4.1	生	H32.4.2	～	H33.4.1	生
55	H39.4.2	～	H40.4.1	生	H33.4.2	～	H34.4.1	生
56	H40.4.2	～	H41.4.1	生	H34.4.2	～	H35.4.1	生
57	H41.4.2	～	H42.4.1	生	H35.4.2	～	H36.4.1	生
58	H42.4.2	～	H43.4.1	生	H36.4.2	～	H37.4.1	生
59	H43.4.2	～	H44.4.1	生	H37.4.2	～	H38.4.1	生
60	H44.4.2	～	H45.4.1	生	H38.4.2	～	H39.4.1	生
61	H45.4.2	～	H46.4.1	生	H39.4.2	～	H40.4.1	生
62	H46.4.2	～	H47.4.1	生	H40.4.2	～	H41.4.1	生
63	H47.4.2	～	H48.4.1	生	H41.4.2	～	H42.4.1	生
64	H48.4.2	～	H49.4.1	生	H42.4.2	～	H43.4.1	生

生年月日における特定期間早見表（子に係る特定期間）

生　年　月　日	特　定　期　間	備　考
平成		
6．4．2 ～ 7．4．1	22．4．1 ～ 29．3．31	
7．4．2 ～ 8．4．1	23．4．1 ～ 30．3．31	
8．4．2 ～ 9．4．1	24．4．1 ～ 31．3．31	
9．4．2 ～ 10．4．1	25．4．1 ～ 32．3．31	
10．4．2 ～ 11．4．1	26．4．1 ～ 33．3．31	
11．4．2 ～ 12．4．1	27．4．1 ～ 34．3．31	
12．4．2 ～ 13．4．1	28．4．1 ～ 35．3．31	
13．4．2 ～ 14．4．1	29．4．1 ～ 36．3．31	
14．4．2 ～ 15．4．1	30．4．1 ～ 37．3．31	
15．4．2 ～ 16．4．1	31．4．1 ～ 38．3．31	
16．4．2 ～ 17．4．1	32．4．1 ～ 39．3．31	
17．4．2 ～ 18．4．1	33．4．1 ～ 40．3．31	
18．4．2 ～ 19．4．1	34．4．1 ～ 41．3．31	
19．4．2 ～ 20．4．1	35．4．1 ～ 42．3．31	
20．4．2 ～ 21．4．1	36．4．1 ～ 43．3．31	
21．4．2 ～ 22．4．1	37．4．1 ～ 44．3．31	
22．4．2 ～ 23．4．1	38．4．1 ～ 45．3．31	
23．4．2 ～ 24．4．1	39．4．1 ～ 46．3．31	
24．4．2 ～ 25．4．1	40．4．1 ～ 47．3．31	
25．4．2 ～ 26．4．1	41．4．1 ～ 48．3．31	
26．4．2 ～ 27．4．1	42．4．1 ～ 49．3．31	
27．4．2 ～ 28．4．1	43．4．1 ～ 50．3．31	
28．4．2 ～ 29．4．1	44．4．1 ～ 51．3．31	
29．4．2 ～ 30．4．1	45．4．1 ～ 52．3．31	
30．4．2 ～ 31．4．1	46．4．1 ～ 53．3．31	
31．4．2 ～ 32．4．1	47．4．1 ～ 54．3．31	
32．4．2 ～ 33．4．1	48．4．1 ～ 55．3．31	
33．4．2 ～ 34．4．1	49．4．1 ～ 56．3．31	
34．4．2 ～ 36．4．1	50．4．1 ～ 57．3．31	
35．4．2 ～ 37．4．1	51．4．1 ～ 58．3．31	
36．4．2 ～ 38．4．1	52．4．1 ～ 59．3．31	
37．4．2 ～ 39．4．1	53．4．1 ～ 60．3．31	
38．4．2 ～ 40．4．1	54．4．1 ～ 61．3．31	
39．4．2 ～ 41．4．1	55．4．1 ～ 62．3．31	

様式給第12号

カードNo. 1 2 / 1 2

平成 ○○ 年 ○ 月分

給与手当報告書1

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 鹿児島市立北薩小学校

点検者	
印	記入者 県事協

作成所属名 / 作成所属コード(1)	修正区分(37)	ページNo.	整理番号	氏名 / 職員番号	支給開始年月 年号コード(4)	年	月	扶養手当 配偶者有 配偶者	1人目 子	1人目 その他	2人目 子	2人目 その他	3人目以降 子	3人目以降 その他	配偶者無 2人目まで 子	配偶者無 2人目まで その他	配偶者無 3人目以降 子	配偶者無 3人目以降 その他	加算対象となる子	住居手当 住居手当区分コード(42)	家賃等月額	単身赴任者の留守家族に係る 単身赴任手当区分コード(42)	家賃等月額	単身赴任手当 通勤距離	交通距離	摘要
3 4 5 6 7 8	9	10 11 12	13 14	15 16 17 18 19 20	21	22 23	24 25	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59 60 61 62 63 64	65	66 67 68 69 70 71	72 73 74 75 76	77 78 79 80 81	
扶養手当(記入例1),(記入例2),(記入例3)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	02	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○	1																		平成○○年○月○日婚姻により配偶者を扶養認定(記入例1),(記入例2) 平成○○年○月○日配偶者の退職により配偶者を扶養認定(記入例3)
扶養手当(記入例4)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	04	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○	1	1																	平成○○年○月○日出生により第1子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定済み)
扶養手当(記入例5)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	06	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○	1	1		1															平成○○年○月○日出生により第2子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定済み)
扶養手当(記入例6)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	08	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○		1																	平成○○年○月○日出生により第1子を扶養認定 (配偶者は扶養親族として認定されていない)
扶養手当(記入例7)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	10	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○	1	1																	平成○○年○月○日育児休業中の配偶者を扶養認定(育児休業手当金の受給終了)
扶養手当(記入例8)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	12	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○		1																	平成○○年○月○日配偶者の扶養認定を取り消し (就職による所得超過)
扶養手当(手当が支給されなくなる場合)																										
北薩小学校 / 7654322	2	001	14	指宿 太郎 / 2345674	4	○○	○○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							平成○○年○月○日支給要件喪失により扶養親族0人 手当額0円(手当が支給されなくなる場合)

様式給第12号

3月末の年齢満了者の減額及び4月からの新たな加算対象者の増額については4月例月で報告

平成 ○○ 年 4 月分

給与手当報告書1

平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 鹿児島市立北薩小学校

点検者 印　記入者 県事協

認定扶養親族は，配偶者 及び 子2名 の場合

作成所属名	修正	ページ	整理	氏名	支給開始年月	扶養手当 配偶者有	扶養手当 配偶者無	住居手当 家賃等月額	住居手当 単身赴任者の留守家族に係る家賃等月額	単身赴任手当 通勤距離	単身赴任手当 交通距離	摘要
例1 子2名（いずれも加算対象）であるが，4月1日子1名が年齢満了により扶養親族でなくなる場合												
	2		02		（修正前）	1 1 1	2					
北薩小学校 765432	2	001	03	指宿 太郎 234567	（修正後） 4○○04	1 1	1					平成○○年3月末に1名が年齢満了
例2 4月1日から子2名のうち1名が加算対象となる場合												
	2		05		（修正前）	1 1 1	1					
北薩小学校 765432	2	001	06	指宿 太郎 234567	（修正後） 4○○04	1 1 1	2					平成○○年4月1日から1名が加算対象(もう1名の子はすでに加算対象)
例3 4月1日から子2名のうち1名が加算対象者となり，もう1名は年齢満了となる場合												
	2		08		（修正前）	1 1 1	1					
北薩小学校 765432	2	001	09	指宿 太郎 234567	（修正後） 4○○04	1 1	1					平成○○年4月1日から1名が加算対象,もう1名が年齢満了
	2		10									

扶養手当に係る質疑応答編

（注）　設問末尾の【①】は本県における通知通達，【②】は諸手当認定・電算マニュアル（平成25年10月　県教育庁教職員課改訂）からの出典です。
　また，【③】は学陽書房「諸手当質疑応答集第１１次全訂版」から引用し本県条例等に適用しましたが，国の制度と取扱いに違いがある部分もありますので参考にしてください。
【④】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第１　認定関係

１　「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」の認定基準

（問１）　「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」については，どのような基準で認定したらよいか。【③】

（答１）　「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者」については，扶養手当支給規則第３条第３項第２号に規定されているとおり，職員の配偶者，兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっておらず，給与所得，事業所得，不動産所得等の恒常的な所得が全くないか，あっても扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円未満であって，職員を主たる扶養者として生計を営んでいる者をさすものとして取り扱われたい。
　なお，恒常的な所得の年額が１３０万円未満であっても資産を有しそれにより自ら生計を営むことができる者等は，「他に生計の途がなく」に該当しないので，扶養親族とすることはできない。

２　別居している父母の認定

（問２）　別居している父母を職員の扶養親族として認定することができるか。【①，④】

（答２）　別居している父母等（配偶者及び子を除く）を扶養親族として認定する際における「主としてその職員の扶養を受けているもの」については，「扶養親族の認定について(通知)」鹿教管第５７５号（昭和４８年１２月３日）により次のように取り扱うこととされている。

> １．父母を扶養親族として認定する場合，父母の年間所得が限度以下であっても無条件に認定されるものではないこと。即ち，限度額以下であっても，主として職員の扶養を受けていない者は，認定の対象にならないのであるから，次の諸点について十分調査すること。
> ⑴　父母の生計状況については，その収入状況からみて，職員に生計の途を仰がねばならない程度であるか。
> ⑵　父母が現に職員の扶養を受けているか。受けている場合は，主としてその職員の扶養を受けて生計を維持しているという事実の証明がなされ，認定権者は，それを確認しなければならない。この場合，その事実の証明は，形式に流されることなく良心的なものでなければならないこと。
> ２．　特に別居中の父母の認定については，扶養の事実について確認を厳正にされたい。
> ⑴　別居中の父母については，前記１による確認が困難な面もあるが，職員にこの旨を十分周知させ，良心的な申請をするよう指導するとともに，極力その事実の確認につとめること。特に職員に兄弟等があるときは，職員のみが扶養していることは少なく，一般的には共同して父母を扶養している場合が多いので，このような場合は，それらの兄弟等からの送金状況等も徴して，扶養の実態を正確に把握することが必要である。

⑵　別居中の父母のうち，父には所得があって認定できないとして，父と同居している母を認定している例があるが，これは，母を扶養する者は，第一順位は当然父であるべきことを考慮して処理すること。やむを得ず母を認定する場合は，父がその所得だけでは扶養できないという証拠が必要である。

⑶　別居中の父母の生計費として送金等をしている場合も，職員の所得額，家族状況等からみて，父母を扶養することができる状態かどうか。また，その金額が最近の経済事情からみて，父母の生計を維持するに足る程度の額であるかどうか等もあわせて検討すること。

⑷　職員のほかに先順位の扶養義務者はいないかどうか，従来の生計状況等をみて，十分調査すること。

※　別居している父母及び祖父母を送金によって扶養している場合 職員の送金等の額が当該父母等の総収入額（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の１／３以上であること。 ただし，職員が他の扶養義務者と共同して父母等を扶養している場合には，職員の送金等の負担額が他の扶養義務者の負担額のいずれをも上回っていることが必要「県費負担教職員の手当認定に係る協議事項の一部廃止について(通知)」鹿教教第３号（平成２３年４月１日）より

3　給与の低い職員が多数の家族を扶養している場合の認定

（問３）　教育職給料表（三）２級５号給の職員から両親，弟妹等数人を扶養親族としたい旨の届出がなされた場合，その届出どおり認定してよいか。【③】

（答３）　設問の場合は，その届出に係る者がいずれも給与条例第９条第２項各号の１に該当し，かつ，実際に他に生計の途がなく主として職員の扶養により生計を営んでいることが認められるときは，そのすべての者を扶養親族として認定することができる。ただし，職員の給与額からみて，設問におけるような扶養の状況には疑念の持たれる余地もあるので，その扶養事実の認定に当たっては，特に慎重に取り扱われたい。

4　父に所得のある場合の母の認定

（問４）　職員の所得は年額約３５０万円であるが，職員の父も年金（年額約１５０万円）の所得がある場合，母を職員の扶養親族として認定することができるか。【③】

（答４）　設問のような場合，単に父の所得及び職員の所得の状況のみならず，扶養の実態を十分に把握した上で扶養親族の認定をされたい。

5　別居の子の認定

（問５）　職員が妻と離婚し，子は妻に引き取られたが，職員はその子のため養育費として毎月３万円を送金している場合，その子を職員の扶養親族として認定することができるか。【②】

（答５）　設問の場合は，子が母（職員の元の妻）のもとに引き取られているので，常識的には母が主として扶養しているものと推定される。したがって，その子が職員の扶養親族として認定されるためには，職員が主として扶養しているということを確認することが必要であり，単に毎月３万円の養育費を送金しているという事実のみでは，その子を職員の扶養親族として認定することはできないものと解する。

6　雇用保険法の基本手当の支給を受けている扶養親族の認定

（問６）　雇用保険法の規定による基本手当の支給を受けている者を扶養親族として認定することができるか。【②】

（答６）　基本手当額×３０日分が，扶養親族の認定の基準としての所得限度額の１２分の１以上である場合には，その支給を受ける期間中その者を扶養親族とすることはできない。

※参考

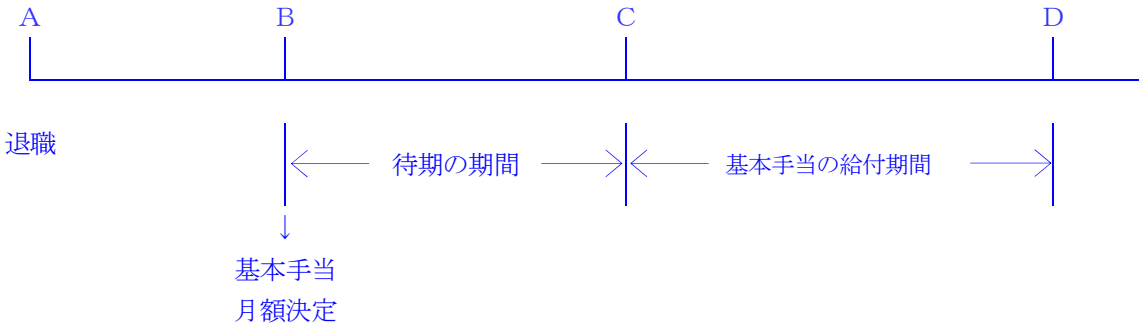

区　　分	扶養手当を支給できる期間
①　基本手当 ＜ 所得限度額	A ～
②　基本手当 ≧ 所得限度額	A～C(※)，D ～

（注）　基本手当の給付完了後，就職できずに扶養親族としての認定請求を行う場合は，新規の認定と同様の提出書類が必要です。ただし，前回の認定時に提出された証明書類で足りるものについては，その写しを添付しても差し支えありません。

（※）給付の開始日を事実発生日として認定を取り消す。

7　土地売却による所得がある父の認定

（問７）　扶養親族として認定されている父親に，土地売却による所得（畑９０坪：２８０万円）が生じたが，扶養親族としての認定に問題はないか。【②】

（答７）　土地売却による所得は，退職所得と同様一時的な所得であるので，その所得によって自活できる場合以外は扶養親族として認定できる。

なお，土地売却を数回にわたって行った場合でも，考え方は上記と同じである。

8　育児休業中の職員の認定

（問８）　夫婦ともに県職員の場合であって，妻が育児休業の承認を受けたときは，当該育児休業の期間中，その妻を職員たる夫の扶養親族として認定することができるか。【②】

（答８）　認定の時点において，育児休業の承認を受けた妻たる職員の年間所得が，当該休業の期間中に支給される期末・勤勉手当，育児休業手当金及びあらかじめ定められている当該休業の期間が終了し復帰した後の給与を合わせても扶養親族の認定基準としての所得限度額である年額１３０万円以上に達しないと見込まれる場合で，かつ，当該期間中主として夫に扶養されると認められる場合には，その妻を育児休業の期間満了まで夫の扶養親族として認定して差し支えない。

なお，この取り扱いは，当該妻が他の公務員，民間従事員等である場合にも同様である。

9　育児休業中の所得見込みの算出基準日

（問９）　育児休業の対象となる子の年齢が３歳未満に引き上げられたことに伴う育児休業期間中の所得見込みの算出基準日は，どのようになるか？【②】

（答９）

所得見込額の算出基準日
- a　育児休業期間の開始日
- b　育児休業手当金の支給終了日（子が１歳に達する日）の翌日
- c　育児休業の延長の開始日
- d　扶養認定に影響を与える事実の発生日
  →（所得見込みされていなかった所得の発生）

A　育児休業期間の期間延長がない場合

ア　aから向こう1年間の所得見込額が130万円未満の場合

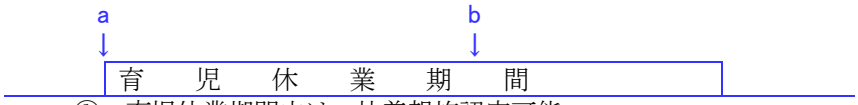

①　育児休業期間中は，扶養親族認定可能。

イ　ａから向こう１年間の所得見込額が１３０万円以上の場合

①　子が１歳に達するまでの育児休業期間中は，扶養親族認定できない。
②　①で扶養認定されなかったものについては，次に，ｂの時点でｂから向こう１年間の所得見込額で判断を行う
- １３０万円未満の場合：ｂ以降の育児休業期間中は，扶養親族認定可能。
- １３０万円以上の場合：ｂ以降の育児休業期間中は，扶養親族認定できない。

B　育児休業期間の延長を行う場合

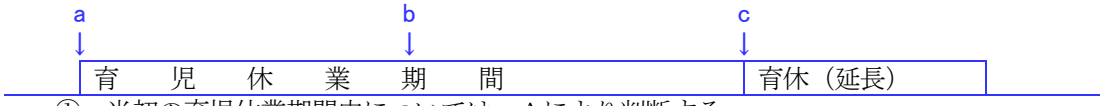

①　当初の育児休業期間中については，Ａにより判断する。
②　育児休業期間を延長する者については，ｃの時点でｃから向こう１年間の所得見込額で判断を行う。
- １３０万円未満の場合：延長された育児休業期間中は，引き続き扶養親族認定可能。
  （当初の育児休業期間中に扶養親族である者は届出の必要はない。）
- １３０万円以上の場合：延長された育児休業期間中は，扶養親族認定できない。

C　育児休業中に次子の産前産後休暇を取得した場合

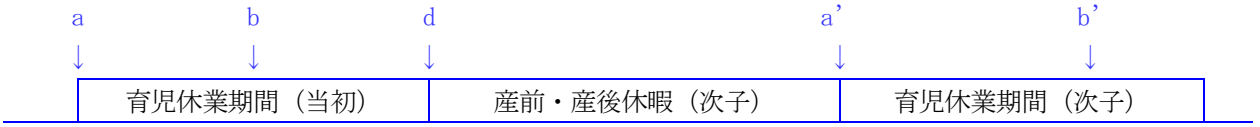

① 当初の育児休業期間中については，Aにより判断する。
② 次子の産前産後休暇を取得する者については，原則，ｄの時点の月額で判断する。
（→県職員の場合であれば，一般的に月額基準 108,333 円を下回ることは想定されず，
ｄ－a'間の扶養認定はできない。）
③ 次子の育児休業期間については，Aにより判断する。（a は a'に，b は b'に読み替える。）

〈注意事項〉

- 扶養認定に影響を与える事実が発生した場合（育児休業手当金の支給期間が延長された場合を含む。）は，その時点で向こう１年間の所得見込額で判断を行うこと。
- 育児休業手当金支給終了日の翌日から向こう１年間の所得を見込む時は，その時点で育児休業の延長に係る請求がされており，当該育児休業延長が承認されることが※確定的である場合は，それを見込んで所得を算定する。

※　大抵の場合，請求書の提出があった時点で確定的であると言える。

１０　育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額の算出方法

（問１０）　問８及び問９中の育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額の算出方法はどのようにするのか。【②，④】

（答１０）　育児休業の承認を受けた職員の年間所得見込額は，届出日に関係なく，問９の例による向こう１年間の所得とし，育児休業期間中に支給される期末・勤勉手当及び育児休業手当金と復帰後の給与等を合わせた額とする。

なお，手当の支給は，届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うものとする。

※　所得見込額算出例

育 児 休 業 期 間：平成２９年１０月１２日から平成３０年８月５日

所得見込算定期間：平成２９年１０月１２日から平成３０年１０月１１日

Ａ　育児休業手当金：（育児休業を取得した期間が通算して 180 日に達するまで）

標準報酬日額×６７／１００×１２８日（休業日数）

（181 日以降）

標準報酬日額×５０／１００×９２日（休業日数）

Ｂ　復帰後の給与等：８月から１０月分給与（但し，８月，１０月分については日割計算した額），期末勤勉手当

Ａ＋Ｂ　＜　１３０万円　の場合　→　扶養認定可

（注）　標準報酬日額の計算＝標準報酬月額／２２日（10円未満の端数は四捨五入し10円単位とする。）

手当率：育児休業手当金の額の算定における政令で定める数値。

休業日数：育児休業日数から週休日を除いた日数。

} 適宜確認のこと

１１　施設入所の場合の主たる扶養者

（問１１）　職員の扶養親族であった実母が老人ホームに入所することとなったが，毎月３万円程度の利用料が必要であり，職員が当該利用料を負担している場合には，引き続き扶養親族として認定することができるか。【②】

（答１１）　職員が老人ホームの利用料を負担していても，母の生計が主として当該施設の負担によって営まれている場合には，母を引き続き扶養親族として認定することはできない。

第２　扶養親族の範囲

１　戸籍を異にしている実父母の取扱い

（問１２）　職員が配偶者方の籍に入り，実父母（いずれも満６０歳以上）と戸籍が別になったが，実父母の生計は引き続き職員がみている場合，その実父母を職員の扶養親族として認定することができるか。【③】

（答１２）　給与法第１１条第２項第３号の「父母及び祖父母」は，血族又は法定血族である父母及び祖父母であると解されていることから，職員の実父母が他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている場合は，扶養親族として認定することができる。

２　特別養子の取扱い

（問１３）　特別養子に出した子を扶養親族として認定することができるか。【③】

（答１３）　給与法上の配偶者以外の扶養親族は，同法第１１条第２項第５号に該当する者（重度心身障害者）の場合を除き血族又は法定血族である者と解されており，特別養子については民法第８１７条の２第１項の規定により「実方の血族との親族関係が終了する縁組」とされているので扶養親族とすることはできない。

【参考】民法（明治３１年法律第９号）

第８１７条の２　家庭裁判所は，次条から第８１７条の７までに定める要件があるときは，養親となる者の請求により，実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

第８１７条の９　養子と実方の父母及びその血族との親族関係は，特別養子縁組によって終了する。ただし，第８１７条の３第２項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については，この限りでない。

３　配偶者の連子の取扱い

（問１４）　職員が子のある女性と婚姻をし，その子を職員の籍に入れることなく職員が扶養している場合，その子を職員の扶養親族として認定することができるか。【②】

（答１４）　職員との間に養子縁組をしない限り，給与条例上の扶養親族として認定することはできない。

４　「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の解釈

（問１５）　民法第７３３条の規定による再婚禁止期間中の者が職員と同棲し事実上の婚姻関係にある場合，その者を扶養親族として認定することができるか。【③】

（答１５）　給与条例第９条第２項第１号に規定する「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として，認定することができる。なお，「届出をしないが事実上婚姻関係にある者」には，設問の者のほかに，民法第７３１条（婚姻適齢），第７３７条（未成年者の婚姻）の規定により正規に婚姻できず内縁関係にとどまっている者も含めることができる。

【参考】民法（明治３１年法律第９号）

第７３１条　男は，満１８歳に，女は，満１６歳にならなければ，婚姻をすることができない。

第７３３条　女は，前婚の解消又は取消の日から６箇月を経過した後でなければ，再婚をすることができない。

②　女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には，その出産の日から，

前項の規定を適用しない。

第７３７条　未成年の子が婚姻をするには，父母の同意を得なければならない。

②　父母の一方が同意しないときは，他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき，死亡したとき，又はその意思を表示することができないときも，同様である。

5　扶養義務のある姻族の取扱い

（問１６）　家庭裁判所から配偶者の母の扶養義務を負わされ，実際に扶養している場合は，その母を給与条例上の扶養親族とすることができるか。【②】

（答１６）　給与条例上の扶養親族は，血族又は法定血族である者に限られているので，養子縁組をしない限り，扶養親族として認定することはできない。

6　心身に著しい障害がある者の取扱い

（問１７）　給与条例第９条第２項第５号（心身に著しい障害がある者）に掲げる者の範囲は，親族に限られるか。

また，扶養手当支給規則第３条第３項第３号の「終身労務に服することができない程度」とは，具体的にはどのようなものをいうか。【③】

（答１７）　血族，姻族といったいわゆる親族でなくても，主として職員の扶養を受けている場合は扶養親族として認定することができる。また，「終身労務に服することができない程度」とは，疾病又は負傷により，その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし，現状に顕著な変化がない限り，一般には労務に服することができないと認められる状態をいう。

第３　所得関係

1　所得の範囲

（問１８）　次に掲げるものは，「恒常的な所得」の範囲に入るか。【②】

ア　国民年金　　イ　厚生年金　　ウ　遺族年金

エ　障害者年金　　オ　農業所得　　カ　雇用保険

（答１８）　これらの所得は，全て「恒常的な所得」に含まれる。

したがって，これらの所得の合計額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額以上となる場合においては，これらの所得の受給者を扶養親族とすることはできない。

2　扶養手当に相当する手当の範囲

（問１９）　職員の扶養親族である子について，児童手当が支給されているが，当該手当は，扶養手当支給規則第３条第３項第１号の「民間事業所その他のこれに相当する手当」に該当しないものと考えてよいか。また，児童扶養手当についても同様か。【③】

（答１９）　貴見のとおりである。

3　所得の名義と所得の取扱い

（問２０）　扶養手当支給規則第３条第３項第２号の所得は，その所得の名義人が誰であるかに従って取り扱うものとしてよいか。【③】

（答２０）　扶養手当支給規則第３条第３項第２号の所得は，その名義のいかんにかかわらず，扶養親族として認定しようとする者の実際の所得による。

４　税法上の所得と限度額との関係

（問２１）　所得税法上の農業所得（年間１３０万円以上）があった職員について，国税庁長官通達（昭和４５年７月１日国税庁長官通達直審（所）３０　所得税基本通達の制定について）に基づきその農業所得を配偶者の収入として取り扱うこととした場合，配偶者を扶養親族として認定することはできないか。【③】

（答２１）　扶養親族の認定に当たっては，所得税法上の所得の取扱いを待つまでもなく，扶養親族として認定を受けようとする者の実際の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円以上の所得が見込まれる状態にある場合は，その者を扶養親族として認定することはできない。なお，その認定に際しては，設問中の昭和４５年７月１日付国税庁長官通達による取扱いを参考として考慮することは差し支えない。

【参考】直審（所）３０　所得税基本通達の制定について（昭和４５年７月１日付各国税局長あて国税庁長官通達）

法第１２条（実質所得者課税の原則）関係

（夫婦間における農業の事業主の判定）

１２－３　生計を一にしている夫婦間における農業の事業主がだれであるかの判定をする場合には，両者の農業の経営についての協力度合，耕地の所有権の所在，農業の経営についての知識経験の程度，家庭生活の状況等を総合勘案して，その農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該農業の事業主に該当するものと推定する。この場合において，当該支配的影響力を有すると認められる者がだれであるかが明らかでないときには，生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定する。ただし，生計を主宰している者が会社，官公庁等に勤務するなど他に主たる職業を有し，他方が家庭にあって農耕に従事している場合において，次に掲げる場合に該当するときは，その農業（次の⑷に掲げる場合に該当するときは，特有財産に係る部分に限る。）の事業主は，当該家庭にあって農耕に従事している者と推定する。

⑴　家庭にあって農耕に従事している者が，その耕地の大部分につき所有権又は耕作権を有している場合（婚姻後に生計を一にする親族から耕作権の名義変更を受けたことにより，その耕地の大部分につき所有権又は耕作権を有するに至ったような場合を除く。）

⑵　農業が極めて小規模であって，家庭にあって農耕に従事している者の内職の域を出ないと認められる場合

⑶　⑴又は⑵に該当する場合のほか，生計を主宰している者が，主たる職業に専念していること，農業に関する知識経験がないこと又は勤務地が遠隔であることのいずれかの事情により，ほとんど又は全く農耕に従事していない場合（その農業が相当の規模であって，生計を主宰している者を事業主とみることを相当とする場合を除く。）

⑷　⑴から⑶までに掲げる場合以外の場合において，家庭にあって農耕に従事している者が特有財産である耕地を有している場合

（注）「家庭にあって農耕に従事している場合」には，従来家庭にあって農耕に従事していた夫婦の一方が，病気療養に専念するため，たまたまその年の農耕に従事しなかったような場合も含まれる。

（親子間における農業の事業主の判定）

１２－４　生計を一にしている親子間における農業の事業主がだれであるかの判定をする場合には，両者の年齢，農耕能力，耕地の所有権の所在等を総合勘案して，その農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該農業の事業主に該当するものと推定する。この場合において，当該支配的影響力を有すると認められる者がだれであるかが明らかでないときには，次に掲げる場合に該当する場合はそれぞれ次に掲げる者が事業主に該当するものと推定し，その他の場合は生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定する。

⑴　親と子が共に農耕に従事している場合　当該従事している農業の事業主は，親。ただし，子が相当の年齢に達し，生計を主宰するに至つたと認められるときは，子

⑵　生計を主宰している親が会社，官公庁等に勤務するなど他に主たる職業を有し，子が主として農耕に従事している場合　当該従事している農業の事業主は，子。ただし，子が若年であるとき，又は親が本務の傍ら農耕に従事しているなど親を事業主とみることを相当とする事情があると認められるときは，親

⑶　生計を主宰している子が会社，官公庁等に勤務するなど他に主たる職業を有し，親が主として農耕に従事している場合　当該従事している農業の事業主は１２－３のただし書に準じて判定した者

5　退職手当と「所得」との関係

（問２２）　職員の配偶者が，本年３月３１日をもって勤務先を退職し，今後職員の収入のみによって生計を維持することになった場合，４月１日から扶養親族として認定することができるか。なお，配偶者の１月から３月までの給与所得は１３０万円以上あり，またこれとは別に退職手当も１３０万円以上ある。【②】

（答２２）　扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円以上とは，将来にわたって恒常的に収入のあるものについての規定であり，設問の場合には，たとえ１月から３月までに給与所得が１３０万円以上あったとしても，退職後将来に向かって所得がないと推定される場合においては，扶養親族認定上影響を与えるものではなく，４月１日から扶養親族として認定することができる。また，退職手当のように一時的な収入による所得は，恒常的な所得に含まれないので，退職手当によって自活できる場合以外は，扶養親族として認定できる。

なお，「自活できる場合以外」とは，退職手当を資として生ずる所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額に達しないという意味である。したがって，高額の退職所得の支給を受けた場合であっても，例えば，それによる金利が年額１３０万円以上になる場合を除き，扶養親族として認定して差し支えない。

6　奨学金の取扱い

（問２３）　財団法人鹿児島県育英財団の奨学金は，恒常的な所得に含まれるか。【③，④】

（答２３）　財団法人鹿児島県育英財団の奨学金は，優れた学生・生徒で経済的理由により就学に困難がある者に対し，返済を前提として貸与されるものであり，扶養手当支給規則第３条第３項第２号の「恒常的な所得」には該当しない。

なお，奨学金の名目で支給されるものであっても，学資にのみ充てることを目的としていない給付等であって，その支給条件等から生活補助的な面もあるものについては，同項の恒常的な所得に該当することになる。

7　月単位の給与等と所得年額の認定

（問２４）　職員の扶養親族たる配偶者が臨時職員として採用され，月額１０万円程度の収入を得ることとなったが，扶養親族としての所得限度額である年額１３０万円以上の収入を得るとは直ちに確認し難い場合，この就職期間も引き続き扶養親族としてよいか。【②】

（答２４）　年間所得の合計額が所得限度額である１３０万円以上であるかどうかを判断するにあたっては原則的には年額によることとされているが，例えば，家賃収入がある場合とか，官庁，会社等に勤務して月々給与を得ているような場合で，相当長期間にわたって毎月定まった収入がある場合には，その月額をもって認定する方がより適切であり，実態にも即していると考えられるので，このような場合には基準年額の１２分の１を乗じて得た額をもって判断し認定し，恩給，年金，利子，配当，農業所得等のようにその所得が年１回ないし数回に限られているとか，その時期が特定し難い所得が予想される場合には年額そのものにより認定することが適切である。

したがって，設問の場合，配偶者が季節的雇用と異なり将来に向かって雇用の継続が予測される限り，毎月の所得が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円の１２分の１以上であればその就職期間中は扶養親族たる要件を欠くこととなり，その雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので，その予想される年額が扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額１３０万円未満となるのであれば，就職期間中も引き続き扶養親族として差し支えない。

8　所得額の算出における必要経費の取扱い

（問２５）　扶養手当支給規則第３条第３項第２号において，「年額１３０万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者」は扶養親族とすることができない旨の規定があるが，この所得額は，所得税法第２７条第２項又は第２８条第２項の規定によりそれぞれ必要経費又は所得控除額を控除した後の所得金額と考えてよいか。【③】

（答２５）　扶養手当支給規則第３条第３項第２号に定める所得は，課税上の所得の金額の計算に関係なく，扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によることとされている。したがって，その所得の種目のいかんに係わりなく恒常的に得られる所得全体を指すものである。

なお，事業所得，不動産所得等の場合で当該所得を得るために人件費，修理費，管理費等の支出を要するものについては，社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められている経費（税金を除く。注）に限り，その実額を所得額としている。すなわち，扶養手当制度にあっては事業所得等において必要経費を認めているものの，仕入れ品の代価や使用人に支払われる賃金などのように事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費であるもの，修繕費や光熱・水道費のように事業に必要な家屋，備品等を維持・管理するための必要不可欠な経費であることを基本として，しかもその実額をもって必要経費とすることとしており，所得税法上の必要経費とは異なる取扱いとなっている。

【参考】所得税法（昭和４０年法律第３３号）

（事業所得）

第２７条　②　事業所得の金額は，その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

（給与所得）

第２８条　②　給与所得の金額は，その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

（注）　控除が認められる物品又はサービスの購入又は享受に伴って負担した消費税等については，必要経費として認められる。

第４　手当額関係

１　「配偶者のない職員」の取扱い

（問２６）　法律上婚姻関係にある者と合意のうえ別れた職員（離婚届は出されていない。）の場合，扶養親族のうち配偶者がない場合の１人目に係る手当額を支給できるか。また，その職員が，その後別の者と事実上の婚姻関係に入ったため，配偶者に係る手当を支給することとなった場合には，扶養親族のうち１人に係る手当額はどうなるか。【③】

（答２６）　届出による婚姻関係が，その実体を失ったものとなっているとき（例えば，失踪，生死不明のほか，合意により別居し，その状態が長期間続いている場合等）には，法律上の婚姻関係とは別に，「配偶者がない場合」として扱い，扶養親族のうち１人に係る手当額は改定（増額）することになる。また，その後，別の者と事実上の婚姻関係に入った場合には，これに伴い扶養親族のうち１人に係る手当額は改定されることとなる。

第５　支給の始期・終期

１　退職した配偶者の取扱い

（問２７）　職員の配偶者が退職し，扶養親族たる要件を満たすこととなった場合，この配偶者については，退職の日をもって給与条例第１０条第１項第１号の事実が生じた日としてよいか。【③】

（答２７）　設問の場合は，配偶者が退職したことにより扶養親族たる要件を具備するに至った日，すなわち，主としてその職員の扶養を受けるに至った日をもって給与条例第１０条第１項第１号に掲げる事実が生じた日とすべきである。したがって，退職の日まで給与が支給されている場合は，その配偶者の退職した日の翌日が同号に掲げる事実の生じた日となる。

２　職員である妻が退職した場合における妻の扶養親族の取扱い

（問２８）　夫婦ともに県職員が，それぞれ子を１人ずつ扶養していたが，妻が４月１日（月の初日）付で退職したため妻が扶養していた子（A）を夫の扶養親族とすることとなった。

この場合妻に対する扶養手当の支給は給与条例第１０条第２項の規定により前月をもって終わることとなるので，Aを扶養することとなる夫に係る扶養の事実が生じた日は４月１日になるものとして取り扱ってよいか。【③，④】

（答２８）　設問のとおり取り扱って差し支えない。

３　結婚後すぐに入籍しない場合の取扱い

（問２９）　結婚後，入籍日まで若干の期間を経過している場合，入籍日をもって給与条例第１０条第１項第１号に掲げる事実の生じた日としてよいか。【③】

（答２９）　職員の配偶者に係る扶養手当の支給については，扶養の実態があれば婚姻の届出のいかんにかかわらず，事実上婚姻関係と同様の事情の生じた日（結婚式挙行の日など）をもって給与条例第１０条第１項第１号に掲げる事実の生じた日として取り扱うものとする。

４　２２歳に達する日と６０歳以上の取扱い

（問３０）　子及び孫の扶養親族としての要件を欠くに至る日と父母及び祖父母の要件を具備するに至る日はそれぞれいつか。【③】

（答３０）　給与条例第９条に定める扶養親族は，第２項において，子及び孫について「２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子及び孫」とされ，「２２歳に達する日」とは２２歳の誕生日の前日を指すことから，「子及び孫」の場合は２２歳の誕生日以後の最初の４月１日が扶養親族の要件を欠く日となる。

したがって，４月１日が誕生日の者についても「２２歳に達する日」が誕生日の前日をさすものであることから，翌日の４月１日が扶養親族の要件を欠く日となる。また，父母及び祖父母について「６０歳以上の父母及び祖父母」とされ，「６０歳以上」とは６０歳の誕生日以後を指すことから，「父母及び祖父母」は６０歳の誕生日をもって扶養親族としての要件を具備する日となる。

【参考】　年齢計算ニ関スル法律（明治３５年法律第５０号）

①　年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

②　民法第１４３条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス

5　年金受給者の事実の生じた日の取扱い

（問３１）　職員の扶養親族が受ける年金がそ及して改定されたために扶養手当の支給が受けられなくなる場合の給与条例第１０条第１項第２号にいう扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日とはいつか。【③】

（答３１）　設問の場合は，当該扶養親族（年金受給者）又は職員を含む同居の家族が改定通知を受け取った日をもって要件を欠くに至った事実が生じた日とする。（給実甲第５８０号給与法第１１条の２及び規則第３条関係第１項）

6　扶養親族の収入が不安定な場合の支給の終期

（問３２）　扶養親族たる配偶者が保険会社の外交員として就職する予定であるが，給料は月額９万５千円，その他勤務成績によって募集手当が若干ある見込みで，年間就職していれば年額１３０万円を超える可能性もあると思われるような場合，配偶者に対する手当の支給停止の時期はいつになるか。【②】

（答３２）　扶養親族の認定の基準としての所得限度額の取扱いについては，原則的には年額によることとされているが，月収をもって認定する方がより実態に即していると考えられるような場合には，月額所得〈※〉によることとされている。しかしながら，設問の保険会社の外交員のように月額所得が大きく変動するような場合には，２，３か月の所得の実績により判断する方がより実態に即していると考えられるので，そのような場合には２，３か月間の平均所得が所得限度額の１２分の１程度以上に達し，将来とも同程度の所得が予想されるに至ったときをもって扶養親族としての要件を欠くに至ったものとして取り扱うものとする。もっとも就職の当初において，その者の年間所得が所得限度額以上になると推定される場合には，その者は就職の当初から扶養親族としての要件を欠くことになることはいうまでもない。

なお，扶養親族たる要件を欠くものとされても，その後認定当時の事情と著しく異なった事情が生じた場合には，新しい事情によって再び扶養親族として認定することができる。

※　月末締め翌月払いの給与の場合も，所得は就労した月での証明となる。

第６　届出期間

１　事実の生じた日から２０日目が土曜，日曜，休日等に当たる場合の取扱い

（問３３）　給与条例第１０条第２項ただし書の「これに係る事実の生じた日から２０日」目に当たる日が，土曜日，日曜日，休日，年末年始の休日に該当する場合はどのように取り扱うか。【③】

（答３３）　鹿児島県の休日を定める条例の規定により，その期間はその翌日を以て満了するものとして取り扱う。

【参考】鹿児島県の休日を定める条例（平成元年条例第３７号）

（県の休日）

第１条　次の各号に掲げる日は，県の休日とし，県の機関の執務は，原則として行わないものとする。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑶　１２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（期限の特例）

第２条　県の行政庁に対する申請，届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが県の休日に当たるときは，県の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし，条例又は規則に別段の定めがある場合は，この限りでない。

２　２０日の起算日

（問３４）　給与条例第１０条第２項ただし書の２０日の起算日は，その届出に係る事実の生じた日か，それともその翌日か【③】

（答３４）　設問の２０日については，民法第１４０条の例により届け出るべき事実の生じた日の翌日（その事実が午前０時に生じたときは，その日）から起算する。

【参考】民法（明治３１年法律第８９号）

第１４０条　日，週，月又は年によって期間を定めた時は，期間の初日は算入しない。ただし，その期間が午前０時から始まるときは，この限りではない。

第７　支給関係

１　同一月において要件を具備し，かつ，要件を欠くに至った場合の取扱い

（問３５）　次図のように月の中途において扶養親族たる要件を具備した者が，同一の月において扶養親族たる要件を欠くに至った場合は，扶養手当の支給はどうなるか。【③】

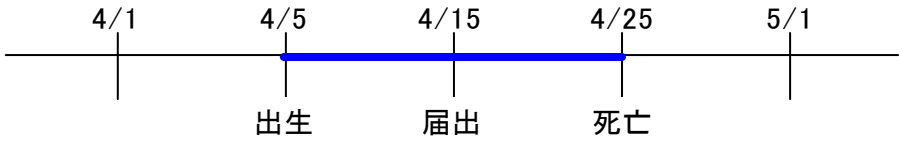

（答３５）　給与条例第１０条第２項の規定による支給の開始前に扶養親族たる要件を欠くに至ったものであるので，当該扶養親族に係る扶養手当を支給する余地はない。なお，この点は通勤手当，住居手当及び単身赴任手当の場合も同様である。

2　失踪中の配偶者が死亡した場合の支給方法

（問３６）　本年１月中旬職員の配偶者が失踪し，扶養の事実がなくなっていたにもかかわらず，配偶者に係る手当を支給していた。ところがその後死体が確認されて戸籍上は１月２１日に死亡したものとされ，職員から５月８日にその旨の届出があったが，この場合における配偶者に係る手当の取扱いはどうなるか。また，配偶者のない職員となったことにより，扶養親族のうち１人に係る額について増額することとなるが，いつから増額することとなるのか。【③】

（答３６）　設問の場合，妻に係る手当の支給については，失踪の日から扶養の事実がなくなっていることから，給与条例第１０条第２項の規定により扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日（失踪の日）の属する月をもって終わることとなり，２月分から返納させることとなる。また，１人目の手当額の改定（増額）については，配偶者がないこととなった日の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から行うこととなるが，設問の場合はその届出が事実の生じた日（１月２１日）から２０日を経過した後になされているので，給与条例第１０条第３項後段の規定により届出受理の日の翌月（６月）からとなる。

3　扶養事実の証拠書類

（問３７）　扶養親族の認定に当たっては，認定権者は必要と認めるときは扶養の事実等を証明するに足る証拠書類を提出させることができることとなっている。この場合，官公署の発行する証明書が得られない場合には，扶養の事実を記載した本人の申立書等により取り扱ってよいか。【③】

（答３７）　扶養手当支給規則第４条及び第９条，職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規定の運用に当たっては，証明書の発行について法令に定められているもの及び証明をうける事項が官公署の公の帳簿等により確認できるものについては，これらの証明書によることが基本であるが，官公署の証明が得られない場合にあっては，届出に係る者が給与条例第９条第２項に規定する扶養親族たる要件を具備しているかどうかその事実関係について十分確認のうえ認定されたい。

なお，証明書類は，扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを認定又は確認するために提出させるものであり，その提出は当該認定又は確認のために必要な最少限の範囲にとどめるよう留意する必要がある。